

## 法曹に必要とされるマインドとスキル

### －鹿児島大学法科大学院が養成する法曹－

平成24年11月14日  
教授会決定

鹿児島大学大学院司法政策研究科法曹実務専攻（以下、鹿児島大学を「本学」といい、本学大学院司法政策研究科を「本学法科大学院」という。）が養成する法曹は、裁判制度を中心とした紛争の解決や犯罪の処理をその役目とするだけでなく、それに加えて、これからの司法のあり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現することができる法曹である。本学法科大学院を修了した者は、地域社会の実情はもちろん、そこで果たしている司法制度や法律実務家の役割の実態を把握し、新しい地域社会の構築に法的側面から積極的に取り組むことや、司法制度と市民生活・行政活動・経済活動を架橋することなど、自発的に社会に働きかける活動的な法曹となることが期待される。

これを実現するために、本学法科大学院が養成する法曹は、本学法科大学院の教育課程およびその後の研鑽を通じて、以下のマインド（責任）とスキル（能力）を備えるべきものとする。

#### 1. 法律専門職としての責任

##### (1) 職業的使命感・責任感

法曹は、司法制度の担い手として果たすべき使命・役割を自覚し、それを実行する責任感を有していなければならない。さらに、本学法科大学院が養成する法曹は、地域社会の様々な問題と積極的に向き合いながら、よりよい司法制度の実現に取り組み、あるべき法曹の役割を追求・体現していく使命感・責任感を有していなければならない。

##### (2) 法曹倫理

法曹としての職務を遂行するにあたり遵守すべき倫理原則（その具体的な内容は、「法科大学院において最低限学修すべき内容」において示される）を理解するとともに、それを実際に遵守していく高い倫理観を備えなければならない。司法制度のあり方を検討・提案することにも能動的に取り組むことができる法曹として、自らを律する行動規範としていわば「受け身」で倫理原則と向き合うだけでなく、職業集団としてのあり方を自ら洞察し、より積極的に法曹倫理のあり方と取り組む使命感・責任感を有していなければならない。

#### 2. 法律専門職としての能力

##### (1) 社会に生起する問題を発見して解決する能力

それぞれの地域で生起する社会事象から「何が問題であるか」を抽出し、当事者である人々やその地域の特性を念頭に置きつつ、解説のために必要なアプローチ（法的、経済的、政治的等）を見極め、以下(2)～(7)の各スキルを総合的に駆使しながら最善の手段を策定・提示する能力を備えなければならない。

## **(2) 法的知識およびその調査能力**

すべての法曹の活動に共通して必要とされる公法・民事・刑事の各法分野の知識（その具体的な内容（「法科大学院において最低限学修すべき内容」において示される）を、専門家としての職務に耐える水準で備えていなければならない。

また、様々な地域における多様な分野での司法基盤の拡充に貢献するために、特定の専門的な法分野についても、基本的な知識を備えていなければならない。さらに、多様なツールを十分に活用して、問題解決のために必要な法情報（その具体的な内容は、「法科大学院において最低限学修すべき内容」において示される）を、正確かつ迅速に収集・分析する能力が必要とされる。

## **(3) 事実調査・事実認定能力**

問題を発見して法的に解決するために必要な事実を調査する能力、および、法的な判断を行うために必要な事実を様々な証拠に基づいて正確に把握する能力が必要とされる。

なお、この能力の多くは司法修習およびその後の実務における研鑽を通じて高度に完成されるものであるが、本学法科大学院の教育課程において、これらの前提となる知識や導入的なスキル（その具体的な内容は、「法科大学院において最低限学修すべき内容」において示される）を涵養することにより、司法修習や法曹となった後に事実調査・事実認定能力を研鑽する土台を築くものとする。

## **(4) 法的な分析・推論を行う能力**

抽出・発見した問題を法的に分析して、すでに身につけた法的知識や法情報調査の結果などから適用すべき法規規を見出し、その要件・効果を正しく整理したうえで、それとの関係において具体的事実を整理しつつ、論理的な筋道を立てて具体的に妥当な法的結論に到達する能力が必要とされる。

## **(5) 制度や実務のあり方を創造的・批判的に検討する能力**

現行制度やそこで行われている実務（判例や実務慣行）を前提とするのでは問題を解決できない場合に、それらを批判的に検討したうえで、新たな判例を生み出したり、判例の変更をもたらしたり、あるいは発展させるような創造的思考が必要とされる。

また、本学法科大学院が養成する法曹は、既存の法制度や社会制度に対して能動的に働きかけて地域の司法基盤の拡充に貢献する人材であるので、新たな判例を創造することのみならず、立法も視野に入れた提案を行う能力が求められる。その能力の多くは、地域における法曹としての活動を通じて高度に完成されるものであるが、本学法科大学院の教育課程において、その基盤となる素養を涵養する。

## **(6) 議論・表現・説得能力**

法的問題について、自分の見解やその根拠を論理的にわかりやすく第三者に伝える能力が必要である。このとき、口頭での伝達はもちろんのこと、必要に応じて様々なツールを効果的に用いることが求められる。そのうえで、他者の主張を正確に理解し、問題の発見・解決に向けた効果的な議論を行う能力が求められる。

また、本学法科大学院が養成する法曹には、地域において活動する様々な人々と協働しつつ「法的」視点を踏まえた問題の解決を実現することが求められる。そのため、法律家同士の狭い意味での法的議論のみならず、様々な人々との間で説得的かつ建設的な議論を広く展開する能力を持つことが重要となる。その能力の多くは、実務における研鑽を通じて高度に完成されるものであるが、本学法科大学院の教育課程において、その基礎となる素養を涵養する。

#### (7) コミュニケーション能力

他者から法的問題を含む相談を受ける場面、他者との交渉を行う場面において、相手の話をよく理解し、その背景にある考え方や感情を十分に汲み取りながら、必要な事柄を的確に質問して答えを引き出し、必要に応じて相手の話の真偽を見極めるなどのコミュニケーション能力が必要である。とりわけ、本学法科大学院が養成する法曹には、法律家同士や法律家と依頼者の間のコミュニケーションにとどまらず、地域に暮らす様々な人々とのコミュニケーションを行う能力が必要とされる。その能力は、実務における研鑽を通じて高度に完成されるものであるが、本学法科大学院の教育課程において、その基礎となる素養を涵養する。